

議案第 66 号

藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

令和元年 9 月 2 日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項」に改める。

第 15 条第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。